

雇用調整助成金のコロナ特例 1 月末終了 厚労省

厚生労働省は、企業の休業手当支給を支援する雇用調整助成金について、新型コロナウイルス禍を受けて支給額を引き上げてきた特例措置を 2023 年 1 月末に終わると発表しました。経済の再開に伴って労働市場での人手不足が強まっており、労働移動の促進などに政策の軸足を移します。申請書類の簡素化など一部の特例措置は 23 年 3 月末まで続ける予定です。

雇用調整助成金は通常の支給上限額が 1 人 1 日当たり 8355 円ですが、新型コロナの感染拡大を受けて特例として引き上げ、一時は 1 万 5000 円としていました。22 年 10～11 月は 1 万 2000 円としており、12 月以降は 9000 円に下げます。23 年 2 月以降は通常の 8355 円とします。

雇用調整助成金の支給決定額はコロナ禍で膨張し、10 月下旬までに 6 兆 1300 億円を超えています。失業率を抑える効果はありましたが、企業が雇用を抱えたままになるため、必要な産業への労働移動を阻害しているとの指摘が目立ってきていました。財源も枯渇し、今後は雇用調整助成金が含まれる雇用保険財政の立て直しも必要になります。

2021 年の年休取得率 58.3% 微増も政府目標と開き 厚労省

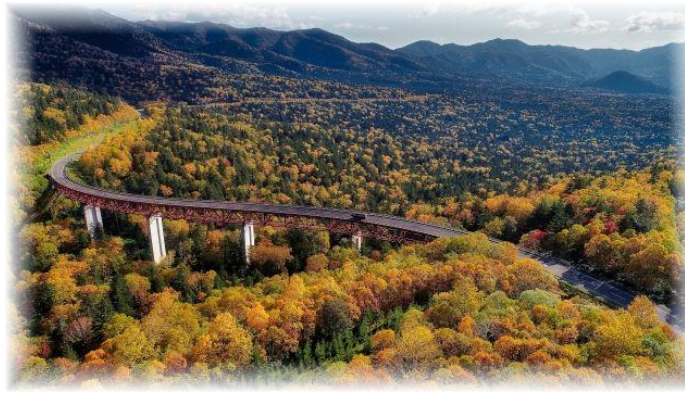
厚生労働省が発表した就労条件総合調査によりますと、企業で働く人が 2021 年に取得した年次有給休暇の平均日数は前年比 0.2 日増の 10.3 日となりました。平均取得率は前年比 1.7 ポイント増の 58.3% で過去最高となりましたが、政府が過労死防止大綱で目標に掲げる「25 年までに 70%以上」とはまだ開きがある状況です。

取得率を規模別に見ますと、従業員 1000 人以上の企業の 63.2%に対し、100 人以上 300 人未満は 55.3%、30 人以上 100 人未満は 53.5%と平均を下回っています。同省担当者は「人手不足だけでなく、休みを取りやすい風土かどうかも関係しているのでは」としています。

変形労働時間制は「無効」 マクドナルド訴訟

日本マクドナルド元社員の男性が、成績不振の従業員に対する業績改善計画で達成困難な目標を課され退職を強要されたとして、同社に解雇無効や慰謝料などを求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は、未払い賃金約 61 万円の支払いを同社に命じました。解雇無効などの請求は棄却しましたが、全国の店舗社員に適用されている「変形労働時間制」を無効と判断しました。

元社員は、1 カ月単位で勤務シフトが変わる変形労働時間制で働いていました。会社側は「全店舗に共通するシフトを設定することは不可能。各店舗のシフトは就業規則に準じている」と主張しましたが、判決は「就業規則で定めていない店舗独自の勤務シフトは、労働基準法の要件を満たしていない」と退け、事業規模によって例外が認められるものではないとしました。同制度の無効に伴い、時間外労働に対する割増賃金の未払いを認定し、休憩時間とされていた移動時間も労働時間に含まれると認め、2017 年 10 月～19 年 2 月の未払い賃金額を算出しました。



- 三国峠 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【健康保険被扶養者認定における収入要件】

健康保険制度（協会けんぽ）において被保険者の被扶養者になるための生計維持要件として同居の場合は被扶養者の年収が130万円未満でかつ被保険者の年収の半分未満（原則）であることが必要となります。別居の場合は年収が130万円未満でかつ被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないときに被扶養者になれます。なお、被保険者との続柄によっても同居・別居による扶養条件が変わります。被扶養者の確認作業が協会けんぽにより行われていますので、扶養者の認定要件にご注意ください。
※ 認定対象者が60歳以上、または障害者の場合には上記年収要件130万円未満が180万円未満となります。

事務所より

十勝では短い秋が終わり、冬が近付いてきているのを感じますね。朝晩はストーブを焚く日も多くなり、峠では積雪も記録されたことから、そろそろタイヤ交換を考える時季になりました。平野部で初雪のニュースが報じられる日も近いと思いますが、昨年の帯広測候所の初雪観測日は11月14日で平年より13日遅かったということです。雪には慣れている北海道民ですが、やはり初雪の状況は何となく気になりますね。年末へ向けて忙しくなるこの時期、季節の変わり目で空気も乾燥してきていることから、インフルエンザやコロナも含め、体調管理に注意したいものですね。

日本商工会議所が行った「人手不足の状況及び新卒採用・インターンシップの実施状況」の調査結果によりますと、人材の採用難への対策として、57.0%の企業が「賃上げの実施、募集賃金の引き上げ」を行い、次いで「福利厚生の充実」が45.9%、「人材育成・研修制度の充実」が41.1%と続きました。日本は諸外国に比べ、賃金の低さが取り上げられる事が多くなりましたが、最低賃金の引き上げや物価高等の影響も相まって今後はさらに人材を確保するために賃金を引き上げることが考えられます。調査結果にもある通り、賃金以外の待遇も注目される時代ではありますが、やはり一義的には賃金が重要視される傾向は今後も続くと思われます。企業の生産性を高めるとともに、人材採用を最優先事項として力を注いでいくことが、今後の経営には不可欠であるといえます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

10月下旬より健康保険の被扶養者資格の再確認について協会けんぽの方から確認書類が送られていると思います。こちらについては事業所でご提出いただくものですが、記入内容や記載方法等でご不明な点がありましたら、弊社までご相談ください。

